

写

平成17年9月22日

市長公室長
各局長
市立病院長
出納室長
教育長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長
各区長

様

財政局長

平成18年度予算編成方針について（通知）

このことについて、さいたま市予算規則第4条の規定に基づき、別添予算編成方針により平成18年度予算を編成するので通知する。

平成 18 年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」(平成 17 年 8 月 11 日閣議了解)において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(以下、「基本方針 2005」という。)を踏まえ、平成 17 年度に続き、従来の歳出改革路線を堅持・強化することとしている。

このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。

2 地方財政を取り巻く環境

平成 17 年 1 月に経済財政諮問会議において示された「構造改革と経済財政の中期展望 - 2004 年度改定」によると日本経済は民間需要中心に緩やかな回復を続ける見込みである。

このような中で地方財政の歳入については、景気の緩やかな回復や定率減税の縮減等の税制改正によって、地方税が微増となる見込みである。

また、地方財政の歳出については、住民ニーズの多様化による行政需要の拡大や少子・高齢化対策による社会保障関係費及び公共投資に係る公債費等の義務的な経費が増大している状況にある。

一方、国で示されている地方財政に関する各種方針においては、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進めている。

今後、地方財政は、「基本方針 2005」に示されているように、「新地方行政改革指針」(平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知)に基づく「集中改革プラン」の公表、給与情報及び財政状況の公表システムの構築等を行い、徹底した情報開示による地方行政改革の強力な取り組みが求められている。

3 本市の財政状況

本市は、平成15年4月1日に政令指定都市に移行し、更に、本年4月1日には岩槻市との合併を行い、名実ともに大都市として、より一層の発展を目指し、その機能の充実・強化を図る必要がある。また、住民ニーズは年々多種多様化し、行政に対してきめ細やかなサービスの提供を求めており、今後も行政需要は更に拡大することが予想される。

そのため、現在、平成17年度を基準とした平成22年度までの「中期財政収支見通し」を策定し、中期的な行政需要等を把握するとともに、今後の財政運営上における課題を抽出しているところである。

この中で、歳入に関しては、その根幹をなす市税収入が、景気の緩やかな回復や税制改正によって微増していくと見込んでいるが、三位一体改革の動向によっては、極めて厳しい状況になることも予想されることである。

一方、歳出に関しては、少子・高齢化等の社会保障関係費や公債費等の義務的な経費が更に増大し、また、社会資本整備等の集中による普通建設事業費の増大も見込まれているところである。

従って、本市の健全財政を引続き維持するためには、徹底した事務事業の見直し等による行財政改革を進めるとともに、本年新たに設置された都市経営戦略会議において、経営の視点に立った市政の総合的かつ戦略的な推進を図り、限られた歳入の中でより効率的・効果的な行財政運営を行うことが必要である。

4 予算編成の基本方針

平成18年度予算は、前述の財政状況を踏まえ、次の5つの基本方針に基づく要求基準(別表)を定め、「理想都市さいたま市」の実現に向けた予算編成を行うこととする。

大都市制度や合併支援制度における財政特例の活用等による財源の確保及び新たな財源の創出

行政改革大綱の積極的な実施

「さいたま市総合振興計画」の推進とトップマネジメントによる総合的かつ戦略的な重要施策の推進

既存公共施設の安全な利用及び利用促進につながる施設修繕の実施

各局内における既存事業の徹底した見直し及び予算配分の重点化

別表 「要求基準」

要 求 区 分	内 容	要 求 基 準
1 政策的経費	(1) 政策的に推進する事業に係る経費	所要額
	(2) 既存公共施設活用のための修繕に係る経費	所要額
	(3) 各局重点配分事業等に係る経費	前年度一般財源の3%の額に特定財源を加えた額の範囲内
2 義務的経費	(1) 人件費に係る経費 (2) 公債費に係る経費 (3) 扶助費に係る経費 (4) 法定等による義務的な繰出金に係る経費 (5) 継続費に係る経費 (6) 債務負担行為に係る経費 (7) (6)に準ずるものに係る経費 (8) 選挙等必須事務事業に係る経費	所要額
3 その他経費	上記以外の経費	前年度一般財源の95%の額に特定財源を加えた額の範囲内